



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②

宗教団体とは

宗教法人法第一条一項（この法律の目的）に、「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」とあります。つまり、宗教団体に法人格が与えられると、宗教法人になります。

では、宗教団体とは何かといいますと、宗教法人法第二条（宗教団体の定義）に、「この法律において『宗教団体』とは宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう」とあります。左に掲げる団体とは下記のとおりです。

- ① 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- ② 前に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

宗教団体は二つの種類がある

上記①の宗教団体を〈単位宗教団体〉といいます。単位宗教団体は必ず礼拝の施設を備えなければなりません。礼拝の施設とは、寺院の本堂、神社の本殿、教会の会堂など、屋根周壁のある建物や結界・祭壇・行場など礼拝の用に供せられる場所をいいます。これらの施設は原則として大衆が自由に出入りできるたたずまいが必要です。

上記②の宗教団体を〈包括宗教団体〉といいます。包括宗教団体は単位宗教団体を包括する宗教団体で、必ずしも礼拝の施設を備えていなくても構いません。

そして、包括される単位宗教団体を〈被包括宗教団体〉といいます。

『包括する』とは

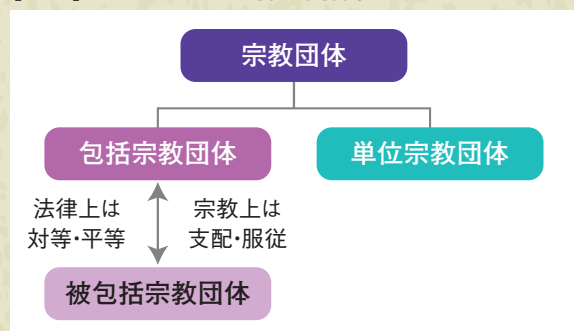
包括するとは、総括する、構成する、ということです。【図Ⅰ】宗教団体の定義について、同じ目的をもった複数の単位宗教法人の集合が、一つの独立した団体となったものです。包括するとは統轄・支配・制約の意味を含むかどうかということ、法律上は含まれませんが、宗教上は含まれます。

【図Ⅱ】では、それぞれの団体の関係性を表しています。例を取り上げますと、被包括宗教団体の財産を処分する際に、双方の規則で規定しておかない限り、包括宗教団体の指示に従う必要はありません。しかし、本尊を何にするかといった宗教上の問題については、被包括宗教団体は包括宗教団体の指示に従わなければなりません。

【図Ⅰ】 宗教団体の定義について（宗教法人法第二条）

1	教義をひろめる	宗教・教義の信奉を人にすすめること
2	儀式行事を行う	礼拝の対象に礼願・礼拝・感謝・賛嘆する儀礼的式典を行うこと
3	信者を教化育成する	教化とは教義信条に帰依随順させること 育成とはその随順が深みを増し、生活面において具体的にたち現れるようにすること

【図Ⅱ】 それぞれの団体の関係性



全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修